

精神障がい者の交通運賃割引に関する意見書

障がい者に対する交通運賃割引は、身体障がい者については昭和25年から、身体内部障がい者は平成2年から、知的障がい者は平成3年から実施されてきた。運賃割引を実施している公共交通機関は現在、鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路通行料に及んでいる。

しかし、精神障がい者への支援については、全国的に一部の路線バス、民間鉄道などの割引に留まっている。

近年、障がい者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した国連「障害者の権利に関する条約」は、その第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記されている。精神障がい者を障がい福祉サービスから除外することなく、国連「障害者の権利に関する条約」の理念や趣旨に沿うべきである。

よって、身体障がい者及び知的障がい者と同等の交通運賃割引が速やかに実施されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3月25日

静岡県牧之原市議会

宛先

衆議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣
参議院議長・総務大臣・国土交通大臣